

加入していますか？

労働保険

11月は「労働保険適用促進強化期間」

労働者を一人でも雇用していれば**労働保険に加入する**必要があります。

名古屋北労働基準監督署

【労働保険とは】
労働保険とは雇用保険と
を総称した言葉で、政府
が管掌する強制保険制度
です。
**労働者を一人でも雇用
していれば、加入手続き
を行わなければなりません。**
(農林水産の一部の
事業は除きます)
【労災保険とは】
労働者の方が業務中や
通勤途上に事故にあった

場合に、必要な保険給付
を行い、被災された方や
遺族の方の生活を保護し、
併せて社会復帰を促進す
る事業を行うための保険
制度です。
【雇用保険とは】
労働者の方が失業した
場合に、失業等給付を支
給したり再就職を促進す
る事業を行うための保険
制度です。
【成立手続きを怠った場

合は
事業主が故意または重
大な過失により、労働保
険関係成立届(労働保険
への加入届)を提出して
いない期間中に労働災害
が生じ、労災保険給付を
行った場合、事業主から
次の①②を徴収するこ
とになります。(労災保
険未手続事業主に対する
費用徴収制度)
①最大2年間遡った労
働保険料及び追徴金(10
%)
②以下により、労災保
険給付額の100%又は
40%
(1)労働保険の加入手続
きについて労働局職員等
から加入勧奨・指導を受
けていた場合
↓事業主が故意に手続
きを行わなかったものと
認定し、労災保険給付額
の100%を事業主から
徴収
(2)(1)以外で、労働保険
の適用事業となつてから
(労働者を雇用してか
ら)1年を経過していた
場合

↓事業主が重大な過失
により手続きを行わなかつたものと認定し、労災
保険給付額の40%を事業
主から徴収
【費用徴収の実施例】
A社では、いままで労
災事故を発生させたこと
がなく、また保険料の支
払いが負担になることか
ら、労働保険の成立手続
きを行っていませんでし
た。
ところが、先般、従業
員B(賃金日額1万円)
が労災事故が原因で死亡
し、遺族の方に対し労災
保険から遺族補償一時金
の支給が行われました。
A社について、労災保
険の成立手続を行うよう
指導を受けた事実はない
ものの、労働保険の適用
事業となつた時から1年
を経過してなお手続きを
行わない場合には、「重
大な過失」により手続き
を行わないものと認定さ
れ、保険給付額の40%の
金額が徴収されること
になります。

この場合の費用徴収の
額はおおむね次のとおり
となります。
■遺族補償一時金の額
1万円(労働者の賃金
日額)×1000日分×
40%≒4百万円
事業主さんは、正社員、
アルバイト、パートなど
の労働者を一人でも雇つ
たら労働保険の加入義務
があります。
労働保険の加入手続き
には、
①事業主さんが労働基
準監督署に直接行う方法
②労働保険事務組合に
委託して代わりに行って
もらう方法
があります。
労働保険は、労働災害
等から大切な労働者・家
族を守るだけでなく、会
社(事業主)を守る保
険でもあります。
**労働者を一人でも雇つ
たら、①労働基準監督署
または②労働保険事務組
合で加入手続きを行って
ください。**

